

遺族厚生年金



組合員または組合員であった方が死亡した場合に、遺族の方の生活を保障するために支給される年金が遺族厚生年金です。年金額は死亡した方の年金額（報酬比例部分）の3/4の相当額が支払われることになります。

また、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付（退職等年金給付）から公務遺族年金が支給されます。

①遺族厚生年金を受ける条件

組合員または組合員であった方が、次のいずれかの条件に該当するとき、その遺族に支給されます。

- ★在職中に死亡したとき。
- ★退職後、在職中の病気やけがで初診日から5年以内に死亡したとき。
- ★障害等級1・2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき。
- ★老齢厚生年金の受給権者または年金待機者が死亡したとき。

②誰が遺族厚生年金をもらえるの？

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、組合員または組合員であった方に生計を維持されていた、恒常的な収入が将来にわたって年額850万円（年間所得655.5万円）を超えないと認められる方です。

順位	続柄	要件等
1	配偶者	妻 下記の子あり→年齢制限なし。 下記の子なし→年齢が 30歳未満 のときのみ5年間の有期給付。 ※要件を満たせば 中高齢寡婦加算 （※1）が上乘せされる場合があります。
		夫 死亡時に年齢が55歳以上である方。ただし支給開始年齢は60歳です。
	子 18歳の年度末（≒高校卒業）までの未婚の方。 または、20歳未満で障害等級が1級もしくは2級の障害状態である未婚の方。	
2	父母	死亡時に、年齢が55歳以上である方。支給開始年齢は60歳です。
3	孫	受給要件は子と同様。
4	祖父母	受給要件は父母と同様。

※中高齢寡婦加算・・・遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であり、遺族基礎年金が支給されないとき、遺族厚生年金に585,700円（令和3年度）が加算されます。

③遺族基礎年金

遺族に該当する方が、「子と生計を同一にしている配偶者（年齢要件なし）」または「子」に該当する場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の金額は年額780,900円（令和3年度）であり、子の人数に応じて一定額が加算されます。

年金のお知らせが
届きます！

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

平成27年10月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、「年金払い退職給付制度」が新たに設けられました。この制度は将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。この積み立てられた保険料の総額を「給付算定基礎」といいます。

これまで積み立てた給付算定基礎額の残高は、毎年1回共済組合本部から組合員の方のご自宅へ送付している「給付算定基礎額残高通知書」で確認することができます。発送は7月下旬頃を予定しています。

※この通知書は「お知らせ」であり、手続きが必要なものではありません。



共済組合の貸付けを受けるには・・・？



貸付けの申込みについて

貸付けの申込み（書類提出）期限は**毎月15日（休祭日の場合は翌開庁日）【必着】**、貸付金の送金は**翌月21日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）**です。

- 申込様式はホームページに掲載していません。所属所に在庫が無い場合は、必要な申込書の種類と部数を明記し、郵送料金分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、お取寄せください。（各申込書の重量は、「互助会Diary」に記載あり。）
- 貸付けに関する注意事項や添付書類の詳細については、「互助会Diary」や「貸付事務の手引き」等で確認してください。
- 申込締切間際に申込書を提出した場合、記入事項の不備や添付書類の不足等により貸付けができないことがあります。できるだけ余裕を持って提出してください。

ご注意ください！

- 貸付けに関するお問い合わせは、申込まれる**組合員本人**または**所属所の事務担当者**からお願いします。
- 貸付け申込みの際は、必ず**必要額を確定させ、書類を全て整えてから提出**してください。
- 「電話での問い合わせ」や「貸付申込書の提出」等では貸付けは決定されません。貸付申込み後、**審査の結果によっては貸付けできない場合もあります**ので、予めご了承ください。
- 個人情報保護のため電話での残高照会は行っておりません。借換えや繰上償還の申込みにあたっては、利率改定時や貸付決定後に送付している「償還表」で残高を確認する必要がありますので、「償還表」は償還が終了するまで大切に保管してください。
- 貸付後又は猶予申出後等で状況に変更が生じた場合は、当支部まで連絡願います。

収入に見合わない借入れは多重債務に陥るきっかけとなります。健全な資金計画をたてましょう。

共済貸付利率のご案内 （令和3年8月・9月貸付分適用）



種別	年利(A)	保険料充当金率(B)	実質利率(A)+(B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。